

新型コロナウイルスワクチン追加接種が始まります

新型コロナウイルスワクチンは、時間の経過に伴って徐々に予防効果が低下していくことが示唆されているため、初回（1回目・2回目）接種を完了したすべての方（薬事承認上、まずは18歳以上から）に対して、追加接種をすることが望ましいとされています。



追加接種においては、初回接種に用いたワクチンの種類に関わらず、mRNAワクチン（ファイザー社のワクチンまたは武田/モデルナ社のワクチン）を用いることが適当であるとされています。武田/モデルナ社製ワクチンは薬事承認審査中ですが、国のワクチン配分予定は2種類のワクチンが約半数ずつであることから、市では、安全性と効率

性を考慮し、住民接種におけるワクチンの使用を下表のとおり予定しています。

詳細は、追加接種の「接種券一体型予診票」と同封の案内をご参照ください。

※この情報は12月6日時点でのものです。今後、変更の可能性がありますのでご注意ください。



追加接種（3回目）の概要

対象者	初回接種（1・2回目）を終了し、8か月が経過した18歳以上の市民	
接種可能期間	令和4年9月30日(金)まで（初回接種も接種可）	
住民接種の予約開始日	1月20日(木)（3回目の接種券一体型予診票が届いた方から予約可）	
接種方法	集団接種	個別接種
接種場所	保健福祉センターきらら館	市内27医療機関
使用するワクチンの種類	武田/モデルナ社製	ファイザー社製
予約方法	コールセンター、インターネット	各医療機関の予約方法による
初回接種実施の可否	否	医療機関によっては可

・追加接種において、初回接種で使用したワクチンと異なるワクチンを使用すること（交互相種を伴う追加接種）の効果や安全性を評価した米国の研究によれば、交互相種を伴う追加接種の抗体価の上昇は良好であること、また、副反応は、初回接種で報告されたものと同程度であり、交互相種と同種接種での差はなかったことが報告されています。（参考資料）追加接種における交互相種、組み合わせに関する諸外国の状況（第26回 厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会資料より抜粋）

■問い合わせ先 健康増進課 ☎(32)8905

子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナの影響が長期化する中、子育て世帯を支援するため、臨時特別給付金を給付します。

■支給額 18歳以下のお子さま1人につき10万円

■対象者 お子さまを監護などし、次の要件のいずれかに該当する方（所得制限限度額あり）

①令和3年9月分の児童手当を市から受給している方	申請不要	—
②令和3年9月分の児童手当を職場から受給している公務員の方	要申請	申請期限 3月15日(火) (必着)
③平成15年4月2日～18年4月1日に生まれた児童の保護者		申請期限 4月15日(金) (必着)
④令和3年10月1日～令和4年3月31日に生まれた子の保護者		

所得制限限度額について

下表の児童手当の所得制限限度額未満の保護者の方が対象となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

注)

1. 所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）または老人扶養親族がある方についての限度額（所得額ベース）は、左表の額に当該同一生計配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
2. 扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の方に限る）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

■問い合わせ先 コールセンター ☎0120(526)145 こども福祉課 ☎(32)8903